

10/26 玉乃

当市が2013年に決定した生活保護基準引き下げを違法なし、減額処分の取り消しを命じる判決が19日、横浜地裁で言い渡されました。生活保護費削減をめぐる国の連送性を認めた判決は昨年2月の大坂地裁、今年5月の熊本地裁、6月の東京地裁に続き4件目です。横浜地裁判決は政府が削減の根拠としたデータ算定方法などは不合理で、その数値を算出する労働相の判断は誤りだとしていました。恣意的なやり方で減額を強行し、生活保護利用者の生活の負担を握り崩した責任は重大です。政府は判決を受け入れ、基準を引き下げる方向に改めて動くかも知れません。

恣意的な算定方法を批判

生活保護費の削減は13～15年で

主張

生活保護訴訟判決

かねて安堵感の政策が設置的に行いました。食料費や光熱水費などに於ける生活扶助の基準を平均の1.1%引き下げました。削減額は約6%と上ります。過去最大規模の削減額です。

厚生省は削減について、08～11年の物価が下落したことを考慮して

の物価指数を用いました。この指數は生活保護利用世帯の消費構成に応じて、厚生省独自の調整が、原則的に記しました。厚生省は「最も

低賃度の生活の実体化」かわる判断に減額を決めたのは当然です。

水費の原記一冊カットを公約に掲げました。「削減ありき」のためにデフレ調整という乱暴な手法を「欠く」と批判しました。また相対的に物価が高かった8年を起点に下落率を算定したことも異議とされています。

全く道理はありません。

違法な削減がまた断罪された

た「トフン調整」などと説明しと異なり、「トフンやペントンなど

ます。横浜地裁の判決は、トフンの文書によっても記載が強引に誤じ

ます。この間、物価の下落率が大きかったのはトフンなどです。

トフン調整を根拠とした削減の違法性は、これまでの3件の判決です。

審議会生活保護基準部会など専門家の議論を経ない手法で低所得者

の消費実態や物価動向などから見ぬべき必要性はなかった」と

た。判決は、この物価下落を理由

指摘しました。

過程で過誤、欠落がある」と結論付けたのは当然です。

トフン調整を根拠とした削減の違法性は、これまでの3件の判決でも繰り返し指摘されています。それでも繰り返し指摘されています。厚生省の粘り強め運動によるものですが、厚生省の指標はいまの物価調査の中でも利用者の生活をじっくり見ておられます。国は削減を断念し、削減分を元に戻すといつても、削減分を元に戻すといつても、支給額の引き上げに踏み切れないといふのが現状です。